

(別記)

(公表様式3)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

(保育所版)

◎ 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 医療・福祉ネットワークせいわ
所 在 地	佐賀県佐賀市木原2-6-5
評価実施期間	23年9月8日～24年3月15日
評価調査者番号	① 第06-042号
	② 第07-001号
	③ 第06-040号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 熊本市立京町台保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 桑原 陽子	開設年月日： 昭和25年6月1日
設置主体： 熊本市 経営主体： 熊本市	定員： (利用人数) 100名 (108名)
所在地： 〒860-0082 熊本県熊本市池田1-2-1	
連絡先電話番号： 096-352-6280	FAX番号： 096-352-6281
ホームページアドレス	http://www.

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
生後3ヵ月から就学前の児童の保育 障がい児保育 延長保育 一時預かり保育 地域子育て支援センター 池田校区子育てサークル 地域活動事業 (世代間交流・異年齢児交流)	入園式 お見知り遠足 夏まつり 運動会 お泊り会 収穫祭 老人会との交流会 保育参加 観劇会 発表会 もちつき 豆まき
居室概要	居室以外の施設設備の概要
保育室 (7部屋) 事務室 (1部屋) 職員休憩室 (1部屋) 調理室 (1部屋) 調乳室 沐浴室	園庭

職員の配置

職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
園長	1		保育士	10	8
主任保育士	2		調理師	2	
保育士	7	8	准看護師		1
調理員	2	1			
准看護師		1			
合 計	12	10	合 計	12	9

※資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

◆特に評価の高い点

I. 広い園庭での戸外遊びや自然に触れる多彩な活動が活発に行われています。

園は、熊本市内にありながら園庭が広く確保され、砂場や大型遊具、プール、菜園、花壇などが設置されています。交通アクセスも良く、三方を学校や寺院に囲まれた静かな立地環境の中で、自然に触れる機会を多く設定された保育が展開されています。開設からの歴史を感じさせる園庭の大きな桜の木は、春には花で目を楽しませ、夏には大きく広がった枝葉が格好の日よけを作り、秋には遊びの素材となる落ち葉を提供してくれるなど、四季折々の自然を感じ、自然に関わる遊びや活動を与えてくれています。また、園庭が広いことで、一人ひとりの子どもが十分に身体を使い、思い思いの遊びを伸び伸びと展開できるとともに、異年齢交流の場や行事の場としても大いに活用されています。本通りから少し入り込んだ園の周りには、自然に触れることが出来る場所も多く、天気の良い日には、気軽に散歩もできます。

II. 園長のリーダーシップと主任を核としたチームワークにより質の向上が図られています。

市町合併により今年度当園に着任された園長は、不慣れな熊本市立保育園の体制や仕組み、人間関係の中で、今回の第三者評価受審に取り組まれています。

園長は、持ち前の穏やかな人柄と保育に対する熱い情熱、今まで培ってきた保育士や園長としての経験をもって、保育サービスの質の向上に向けリーダーシップを発揮されています。実際の取り組みの中では、二人の主任保育士の活躍も大きく、園内で核となりながら園長を全力で補佐し、質の向上に向けた取り組みを展開されています。グループ毎の会議や勉強会を立ち上げるなど、職員が相互に学び教えあう関係構築も出来ており、良好なチームワークの中で改善活動が進められています。

福祉サービス第三者評価制度の評価基準を用いて、園が抱えている様々な課題を整理・分析しながら、子どもたちの最善の利益のために、家庭・園・地域が担うべき役割、相互協力の必要性を認識し、ビジョンをもって質の向上に取り組まれており、保育内容から施設内外の環境整備に至るまで、細部に渡っての改善活動が展開されています。

III. 「地域に愛される保育園」を理念に掲げ、地域との関わりを大切にされています。

地域の老人会（銀杏会）との触れ合い会や高齢者施設訪問、民生委員や高齢者との交流、園行事（夏まつりや運動会、発表会など）への招待など、様々に世代間交流の機会が設けられており、昔遊びや伝統行事に触れる機会につながられています。その他、ナイストライ（中学生の体験学習）や高校生・大学生、各種ボランティアの受け入れも、世代間交流の機会につながっています。地域の子育て支援にも積極的で、出前保育や子育てサークルへの保育士派遣、園庭開放などに取り組まれています。園には、子育て支援センターが併設されており、子育て情報の発信なども行われ、地域の関係機関との連携体制も充実しています。

◆改善を求められる点

I. 記録の保管方法の見直しを期待します。

個人情報保護の観点から、子ども一人ひとりの記録の管理に関しては十分に注意が払われています。しかし、災害対策の観点から整備された子どもの個人情報に記載されている安否確認カードが、事務室の片隅に置かれている非常持ち出し袋の中に保管されている状況が見受けられました。基本的に事務室内が不在となる際には施錠されるのですが、訪問調査時には無人の事務室に施錠がなされていない状況が見られました。例外のない対応の徹底と保管場所の再検討など更なる工夫を期待します。

II. 利用者本位の観点からホームページによる情報発信が求められます。

園の情報は、熊本市保育園連盟発行の「アンダンテ」や公共施設に置かれた園のリーフレットなどで発信されています。しかし、園を紹介したホームページは開設されていない状況です。様々な情報入手の方法の中で、インターネットを介した情報は、自宅においても気軽に園の情報を入手できるといった利便性の高い情報と位置付けられますので、利用者本位の観点からもホームページによる情報発信が求められます。

III. 延長保育時の軽食を献立表に掲載することが望まれます。

延長保育の際には、市販菓子とお茶が提供されていますが、保護者への情報提供については口頭説明に留まっている状況です。帰宅後の夕食に配慮して、少量とされており、その方法も数種類の中から子ども自らが選ぶといった形で提供されているため、献立表には掲載していないとのことですが、食事の一形態として考え、献立表に掲載されることが望まれます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H24.3.23)

第三者評価を受審する機会を頂き、安心して質の高い保育を目指して、グループやリーダーまたは職員全体で会議を重ねてきました。グループリーダーを若い職員が担当したりすることで、全職員の意識や意欲も高まり思いを十分に反映させたり、お互いのコミュニケーションや職員共通の理解へと繋がった様に思います。

また、保護者アンケートの結果、情報を漏れなく伝え、理解・周知頂く事の難しさを感じると共に、わが子の園での過ごし方、様子をもっと教えて欲しいとの要望も思った以上に多く、いかに対応して行くか…これからの課題も見えてきました。

環境整備では、沢山の保護者の協力を得たことは、大きな力となりました。子どもたちの為に、親も職員も共に取り組んだこの連携は、子どもたちの大きな喜びともなっています。みんなの思いが詰まった今の環境を大切に維持しながら、安全で楽しい園生活を進めたいと思います。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象 I</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>熊本市立保育園統一の理念に基づき、子どもにとっての最善の保育や地域社会における園の役割を踏まえて、当保育園独自の保育理念が明文化されています。また、その理念の実現を目指して、より具体的な保育方針や保育目標、「めざす幼児像」が明文化され、園内各所に掲示されるとともに、職員会議等において資料配付や説明が行われています。</p> <p>保護者に向けては、分かりやすくまとめられたリーフレットやしおりを入園説明会や保護者会等で配付するとともに説明が行われています。</p> <p>地域に向けては、行事や連絡会、老人会との交流の機会を捉えて、資料の配布や説明が行われるなど、周知や理解が深まるように努められています。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>熊本市によりデータ収集や現状分析が行われており、アクションプランでは評価に基づくビジョンが明確にされています。園内においても、熊本県福祉サービス第三者評価の基準を用いての課題抽出に取り組みられ、「くらげマップ(相関図)」を作成したうえで、園独自の中・長期計画が策定されています。</p> <p>事業計画は、次世代育成支援対策法に基づく5ヵ年計画や公立保育園のアクションプラン、園独自の中・長期計画と整合性があり、中・長期計画を実現するための具体的な内容となっています。</p> <p>(各計画については、評価基準において収支計画の策定までが求められていますが、今回の評価では、収支計画の策定は、園長に与えられた職掌の範囲に含まれていないと判断して評価しています。)</p> <p>園独自の中・長期計画や事業計画は、様々な形態の会議において、職員参画のもと策定されており、職員への周知状況も良好と言えます。保護者に対しては、年度当初の行事や保護者会において、年間の行事計画や保育の各種計画などを配付した上で説明が行われています。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>園長は、市町合併により今年度初めて、熊本市立保育園の園長として着任されており、二名の主任保育士を中心に職員の協力を得ながら、熊本市の体制や仕組みの理解を深められています。園長としての役割と責任については、文書として明示された上で職員会議での説明が行われており、園便りなどでも広く表明されています。</p> <p>園長は、職員との協力体制を築きながら、長年において保育士として培ってき</p>

	<p>た経験を生かし、保育サービスの質向上に向けた取り組み（マニュアル改訂、施設設備の改善、各種会議等の立ち上げなど）にリーダーシップを発揮されています。</p> <p>限られた予算のもと園長に与えられた職掌の範囲の中で、職員と共通理解を持ちながら、パソコンの更なる活用による業務の効率化や経費節減にも積極的に取り組まれています。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>熊本市で実施されているアンケート調査や把握されている各種データ及び子育て支援センターや地域との連携により、事業経営を取り巻く環境や保育ニーズが把握され、各種計画に反映されています。市から得られる経営状況に関する各種データや園内で把握されている予算の執行状況については、職員会議において共有し、職員配置の工夫による超過勤務時間の短縮からゴミの削減に至るまで、様々な取り組みが見られます。また、熊本市立保育園で所有されている保育用品などが、保育園間で貸し借り出来るようにリスト化されるなど、熊本市立保育園全体でコスト削減に努められていることもうかがい知ることが出来ます。</p> <p>外部監査については、公立保育所のため評価対象から除外しています。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>熊本市による人事管理体制の中で、施設基準よりも手厚い職員配置が行われていることから、保育の質の充実を図るといった市の姿勢がうかがえます。当園においても、嘱託保育士や短時間勤務の保育士、加配保育士などをバランスよく配置することで欠員が生じない体制が維持されています。</p> <p>人事考課については、市の仕組みの中で正規職員一人ひとりが自己評価に組み込み、園長との個別面談により上司評価が行われています。また、非正規職員についても、同様に自己評価に取り組まれており、全職員の育成や意欲の喚起につながられています。</p> <p>職員の勤務体制については、職員の希望に準じた勤務体制となるよう配慮されており、時間外勤務や有給休暇取得状況に偏りが生じないように努められています。</p> <p>福利厚生については、市の福利厚生事業の他に、園においても親睦の機会などが設けられています。また、市に「こころの相談室」が設置されており、専門家によるカウンセリングなども受けることが出来ます。</p> <p>職員の質の向上に向けた仕組みとしては、経験年数や役職、役割に応じた公立保育園全体の研修計画が、研修企画委員会により策定されています。また、園としては、「目指す職員像」や「身に付けたい能力」、「研修目標」、「実践計画」、「1年後の私の姿」などを一枚のシートにまとめ、職員一人ひとりの育成に向けて取り組まれています。また、園内の職員研修にも計画的に取り組まれています。研修受講後は報告書作成や発表の機会が設けられ、研修計画の評価・見直しにも取り組まれています。</p> <p>実習生については、受け入れの意義・方針が明確にされ、マニュアルに基づく受け入れが行われています。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>リスクに応じた職員体制や非常持ち出し品などがマニュアルに明記され、職員会議や研修などを通じて職員に周知されています。また、計画に基づいた訓練が、消防署や警察、保護者などの協力のもと行われています。</p> <p>チェックリストに基づく定期点検が実施され、朝礼や日誌、情報伝達ファイルなどで情報の共有化も図られています。また、他の園の園長や職員で構成された安全衛生委員会による巡回点検の機会（年4回）も設けられており、客観的にリスクを把握する機会とされています。</p>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<p>地域との交流については、夏祭りや運動会、発表会などの園行事に招待したり、施設訪問の機会を設けたりと、積極的に取り組まれています。また、校区内の支援者リストを作成し、協力関係の構築に努めるなど、理念の実現に向かう姿勢がうかがえます。特に老人会（「银杏会」）との交流には定期的、継続的に取り組まれており、意見交換を行うなど関係性を深める取り組みも見られます。</p> <p>地域の関係機関とは、連絡協議会や育成協議会等の会議を通じて、連携が取りやすい関係が構築されており、特に小学校とは園の生活から滑らかにシフトできるように配慮しての連携強化が図られています。また、子育て支援センターの機能を生かして、地域の子育て家庭への情報発信や育児相談などにも積極的に取り組まれ、園庭開放や子育てサークルへの保育士派遣など、多種多様な形で子育て支援が展開されています。</p>
<p>評価対象Ⅲ</p>	<p>「一人ひとりの子どもを大切に丁寧な保育をする」という保育方針に沿って、子どもを尊重する姿勢及び人権への配慮に関する意識の定着に向けた職員研修が</p>

1 利用者本位の 福祉サービス	<p>継続的に行われています。プライバシー保護については、乳幼児用トイレへのカーテン設置など設備面において配慮されており、個人情報保護に関するマニュアルも整備されています。</p> <p>利用者満足の向上に関しては、各種アンケートや保護者との懇談会など保護者の意向を把握する機会が設けられており、分析・検討の結果に基づき改善につながられています。苦情解決の仕組みについては、マニュアルが整備され、年度当初の文書配付と説明に加え、ポスターの掲示も行われるなど、周知に向けた取り組みが見られます。また、意見や苦情対応の結果については、「園だより」や「京町台瓦版」などを介して公表もされています。</p>
2 サービスの質の 確保	<p>個々のサービスや危機管理については、「公立保育園共通マニュアル」を基に、園の状況に合わせた「京町台保育園マニュアル」が整備されており、各場面での対応や保育のポイントがまとめられ、「クラスファイル」として各クラスに置かれています。定期的な見直しは、年度末に実施することが定められており、日々の保育の中で不都合や疑問が生じた時には、朝礼や会議を経て修正が朱書きで施されています。</p> <p>熊本市立保育園では、毎年度において計画的に福祉サービス第三者評価を受審されており、その結果が他の園においても共有され、各園の改善活動に結びついています。また、当園においては、第三者評価の評価基準を用いて自己評価が実施され、各種会議にて課題の抽出、改善策の検討が行われており、PDCAサイクルを意識しながらの改善活動が展開されていると言えます。</p> <p>一人ひとりの育ちや保育に関しては、記録マニュアルに沿って公立保育園統一様式に記録され、主任や園長の指導、助言により内容の充実も図られています。</p> <p>記録の保管・管理については、業務中は「クラスボックス」にてクラス毎に管理され、業務終了後は、事務室のキャビネット内で施錠管理されています。しかし、訪問調査時には、事務室の片隅で個人情報を含む書類が非常持ち出し袋に入ったまま保管されている状況が見受けられました。事務室が無人となることもあり得るとのことなので、保管場所の再検討など更なる工夫を期待したいところです。</p>
3 サービスの開始 継続	<p>園の情報については、熊本市保育園連盟発行の「アンダンテ」や公共施設等（保健センターやコミュニティセンターなど）に置かれている園のリーフレットなどで入手することが出来ます。また、園庭開放や支援センターとの連携で、園の理念・方針や保育内容についての情報提供にも努められています。今後の課題としては、園を紹介したホームページの開設が挙げられます。</p> <p>入園時には、保育料の徴収を含む利用の仕組みや理念・方針、保育内容などについて、わかりやすくまとめられた資料を用いての説明が行われており、スポーツ保険や延長保育などについても併せて説明され、希望者の同意も得られています。</p> <p>保育園を変更される場合の引継文書については、転園先でもスムーズに保育が受けられるように考慮して様式が定められており、保護者の同意を得て転園先に情報を提供する仕組みとされています。また、退園時にも在園中と同じように相談を受け付ける旨を保護者に説明されています。配慮が必要な子どもに関しては、かかわりのポイントなどをまとめた「サポートブック」を作成し、退園後の生活にスムーズに移行できるように保護者に提供されています。</p>
4 サービス実施 計画の策定	<p>入園決定後に保護者と担当保育士が個別面談を行い、保育に関する希望や意向の聴取とともに、子どもの身体状況や生活状況が児童票、発達記録により把握され、それを踏まえて保育に関する各計画が作成されています。各計画は、クラス担当者が原案を作成し、主任保育士によるチェックや指導が行われ、園長の決裁を経て決定される仕組みとされており、懇談会等の機会に担当保育士から保護者に向けて説明が行われています。また、子ども一人ひとりの育ちや保育の状況、月間計画等は、クラス毎の反省とともに毎月の会議で報告され、評価・見直しにつながられています。</p>
評価対象IV A-1 子どもの 発達援助	<p>園が提供する保育は、児童憲章や保育所保育指針などの趣旨を捉え、理念・方針に基づいて作成された保育課程や指導計画、個別計画に沿って提供されており、各種計画の評価・見直しも定められた手順により定期的に行われています。面談時や懇談会の時はもちろん、日常的な送迎時などの機会にも保護者の意向等の聴取に努め、子育てに関する思いを共有することで、子どもの最善の利益を第一義とした保育の実現に努められています。</p>

	<p>子ども一人ひとりの人権を尊重した保育を実現するために、「子どもの人権を尊重するために」というマニュアルを全職員参画のもとで作成し、毎月開催される「人権会議」において、子どもへの関わり方の振り返りや最善の関わりに向けた協議、マニュアルの読み合わせが行われています。</p> <p>利用開始時には、健康・発達・生活などに関する情報が、予め定められた項目に沿って聴取され、環境変化の影響を可能な限り少なくするよう配慮されています。特に乳児については、一人ひとりの生活リズムや情緒の安定を大切に考え、授乳や離乳食、睡眠、おむつ交換、遊びの場面での個別対応が行われています。</p> <p>年齢別活動の他、異年齢交流（「わくわくタイム」）の年間計画が定められ、週一回の「わくわくタイム」を子どもたちも楽しみにしているようです。また、地域の高齢者との交流にも積極的に取り組まれており、高齢者不在の家庭で育つ子どもたちにとっては、昔遊びや伝統行事などを教えてもらう良い機会になっているようです。</p> <p>熊本市の方針のもと「障がい児保育」への取り組みも積極的で、研修や関係機関との連携などによって、質の向上を図るとともに、一人ひとりに応じた関わりを持つよう努められています。</p> <p>各年齢の子どもたちが心地良く過ごせるように、環境や関わりについても、職員間で協議しながら様々な工夫が凝らされています。</p> <p>「食」を通じての子どもの健全育成に向けて、「食育計画」に基づき各年齢に応じた取り組みが行われており、栽培から収穫、クッキングまで体験することができます。保護者との情報交換や連携により、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着も図られています。また、熊本市の給食委員会で作成された献立には、郷土料理や季節料理が取り入れられており、食材に関しても地元の旬の食材をなるべく使用するよう努められています。朝礼や定期的な会議の場で摂食状況やメニューの評価・見直しを行う仕組みも設けられています。日常的には食材パネルと給食サンプルの展示、人気メニューのレシピ配布などが行われています。離乳食やアレルギー除去食対応については、保護者と保育士、調理員の連携を密にして丁寧に行われています。特にアレルギーに関しては、医師の指示を受け、職員への研修と情報の共有化を図り、細やかに記録に残すなど丁寧な対応が行われています。</p> <p>子ども一人ひとりの発達や健康状態は、健康診断と歯科検診でも確認し、その結果は書面や口頭にて保護者に伝えるとともに、会議にて職員にも周知が図られ保育に生かされています。</p>
A-2 子育て支援	<p>子どもの様子などについては、連絡帳の活用や送迎時の対話の中で情報交換が行われ、必要な情報が記録により共有できる仕組みとなっています。保育参加や個別面談、懇談会なども行われ、子どもの発達や育児について、保護者と共通理解を深める取り組みにもつながられています。また、保護者会と園との連携も良好で、相互協力のもとクラス活動や行事などが行われ、子どもたちに楽しい時間が提供されています。</p> <p>虐待に関しては、マニュアルが整備されており、それに基づいて研修も行われ、深刻な状態を未然に防止するために、日常的に子どもや保護者の変化を把握するよう努められています。関係機関とも必要な連携がいつでも取れる体制が整えられ、各連絡先についても明示されています。</p> <p>一時保育に関しては、健康面や睡眠、食事、子どもの様子などを記入する「保育連絡票」により情報を得る仕組みがあり、一人ひとりの子どもの心身の状態を把握した上で、通常保育の子どもとの交流も行われています。</p>
A-3 安全・事故防止	<p>衛生管理や安全管理などのマニュアルが整備され、発生予防や事故防止に努めるとともに、発生時に迅速な対応が出来るよう職員への周知も図られています。感染症対策として嘔吐処理グッズを準備し、使用方法などの研修も行われています。災害については、年間訓練計画に沿って、想定される様々な災害に対する訓練が実施され、子どもたちへの安全教育にも取り組まれています。</p> <p>子どもの安全を脅かす事例として、ヒヤリハット記録をその都度残し、随時の報告と検討により、早期対応や改善に努められています。</p> <p>不審者対応に関してはマニュアルが整備され、訓練も行われています。保護者の中の警察関係者から助言を受ける機会もあり、日常的に目視により不審者警戒に努められています。</p>

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人		
	家族・保護者	60	
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

評価細目の第三者評価結果 【 保育所版 】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1） 理念、基本方針が確立されている。		
	I-1-（1）-① 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
	I-1-（1）-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-（2） 理念、基本方針が周知されている。		
	I-1-（2）-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	I-1-（2）-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I-2-（1）-① 中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
	I-2-（1）-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
I-2-（2） 事業計画が適切に策定されている。		
	I-2-（2）-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c
	I-2-（2）-② 事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	I-2-（3）-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-（1） 管理者の責任が明確にされている。		
	I-3-（1）-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
	I-3-（1）-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
I-3-（2） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	I-3-（2）-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
	I-3-（2）-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	Ⅱ-1-（1）-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ-1-（1）-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ-1-（1）-③ 外部監査が実施されている。	該当なし

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-（1） 人事管理の体制が整備されている。		
	Ⅱ-2-（1）-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ-2-（1）-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	Ⓐ・b・c

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	(a)・b・c
	II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	(a)・b・c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	(a)・b・c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	(a)・b・c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	(a)・b・c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	(a)・b・c

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	(a)・b・c
	II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	(a)・b・c
	II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	(a)・b・c

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	II-4-(1)-① 利用者と地域との関わりを大切にしている。	(a)・b・c
	II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	(a)・b・c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	(a)・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	(a)・b・c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	(a)・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	(a)・b・c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	(a)・b・c

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	(a)・b・c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	(a)・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に務めている。		
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。	(a)・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	(a)・b・c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	(a)・b・c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	(a)・b・c

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	(a)・b・c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	(a)・b・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	(a)・b・c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	(a)・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	(a)・b・c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・(b)・c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	(a)・b・c

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a・(b)・c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	(a)・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	(a)・b・c

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	(a)・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	(a)・b・c
	Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	(a)・b・c

評価対象Ⅳ

A-1 子どもの発達援助

		第三者評価結果
A-1-(1) 発達援助の基本		
	A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	(a)・b・c
	A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	(a)・b・c
	A-1-(1)-③ 職員の接し方について、児童をひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	(a)・b・c
	A-1-(1)-④ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	(a)・b・c

A-1- (2) 健康管理・食事		
A-1- (2) -①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	(a)・b・c
A-1- (2) -②	健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	(a)・b・c
A-1- (2) -③	歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	(a)・b・c
A-1- (2) -④	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	(a)・b・c
A-1- (2) -⑤	食事を楽しむことができる工夫をしている。	(a)・b・c
A-1- (2) -⑥	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	(a)・b・c
A-1- (2) -⑦	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	(a)・b・c
A-1- (2) -⑧	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	(a)・b・c
A-1- (2) -⑨	食育の取り組みを行っている。	(a)・b・c
A-1- (3) 保育環境		
A-1- (3) -①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	(a)・b・c
A-1- (3) -②	生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	(a)・b・c
A-1- (3) -③	施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいように配慮した取り組みを行っている。	(a)・b・c
A-1- (4) 保育内容		
A-1- (4) -①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	(a)・b・c
A-1- (4) -②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	(a)・b・c
A-1- (4) -③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	(a)・b・c
A-1- (4) -④	身近な自然や社会とかかわるような取り組みがなされている。	(a)・b・c
A-1- (4) -⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	(a)・b・c
A-1- (4) -⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	(a)・b・c
A-1- (4) -⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	(a)・b・c
A-1- (4) -⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けられないよう配慮している。	(a)・b・c
A-1- (4) -⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	(a)・b・c
A-1- (4) -⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・(b)・c
A-1- (4) -⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	(a)・b・c

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 入所児童の保護者の育児支援		
A-2- (1) -①	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	(a)・b・c
A-2- (1) -②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	(a)・b・c
A-2- (1) -③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	(a)・b・c
A-2- (1) -④	保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。	(a)・b・c
A-2- (1) -⑤	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	(a)・b・c
A-2- (1) -⑥	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	(a)・c

A-2-(2) 一時保育		
	A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	Ⓐ・b・c

A-3 安全・事故防止

		第三者評価結果
A-3-(1) 安全・事故防止		
	A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	Ⓐ・b・c
	A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	Ⓐ・b・c
	A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	Ⓐ・b・c

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	50	2	-
内容評価基準（評価対象A1～A3）	38	1	-
合 計	88	3	-